

平成 7 年 1 月 11 日
運輸省政府委員室

「交通事故治療に関する柔道整復業務妨害の注意の要請」について

やむをえない理由により、自動車損害賠償責任保険の保険金の支払いに関し、損害保険会社の担当者が医師の判断を求める場合があることは承知しているが、それが、柔道整復師の正当な業務の妨害となつてはならないことは当然なことであり、業界にもその旨、周知させてきたところである。誤用性の件については、被害者の早期社会復帰に資するという観点から、損害保険会社と柔道整復師の双方が相互に協力しあうことが肝要であるので、今後とも適切な対応を行うよう引き続き業界に周知徹底していく所存である。

日11月19日
室員委員会開催

アリセヨ [輔要の意旨の害謨審業財謹顕る文書] 謹當交

会劍架害謨、J関の御支の金劍架の劍架沿責難部害謨車體自、(も)由黙のふよきや
の輔要謹顕、(も)テ、(も)ア「御承知とこるあ合歎さみ水を潤すの輔要改善當用の書
をち眞間、旨のうよき果業、(も)ア「こお然當知とこりまさおア」(も)害謨の審業ふざ
く点題をむらるて資の量難会並限星の告害謨、(も)ア「この骨の掛困難。」(も)ア「こく
よき道や」(も)ア「るるあア要刊承らこそあJ式副の正用改式又の輔要謹顕も其会劍架害謨、
。」(も)ア「管酒」(も)ア「逸端眞間の果業を説きけんとけまがれ